

別紙2 養子縁組あっせん事業審査基準

No	許可基準	備考
1	事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること。	事業計画書や財産目録等から判断し、事業を安定的に遂行するに足りる財産的基礎を有していると認められること。
2	事業を行う者(法人である場合はその経営を担当する役員)が社会的信望を有すること。	次のいずれかに該当する場合は、社会的信望を有するとは言えないことから、許可をしてはならない。 役員が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)に該当する法人 役員が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が暴力団員等に該当する法人 暴力団員等がその事業活動を支配する法人 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人 なお、「事業活動を支配する法人」とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。 ・暴力団員等の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有している法人。 ・暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかなを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結している法人。
3	社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法第2条第2項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人であること。	
4	事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。	
5	営利を目的として事業を行おうとするものでないこと。	「営利を目的として」とは、あっせん行為の対価として金銭その他の利益を受け取る意図をもってという意味。一度でもこのような意図をもって養子縁組のあっせんを行った場合、現に金銭その他の物品を受け取ったか否かを問わず営利を目的とするものとみなされる。
6	脱税その他不正の目的で事業を行おうとするものでないこと。	
7	個人情報 を適正に管理し、及び児童、児童の父母、養親希望者その他の関係者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。	帳簿の保存に関し、必要なバックアップをとるなどの措置が講じられていなければならない。
8	1～7に定めるもののほか、申請者が、養子縁組あっせん事業を適正に遂行することができる能力を有すること。	具体的には、以下のようなものなどが求められる。 ・法及び法令に基づく命令等に適合した業務方法書を作成し、それに従って適正に運営されることが期待できること。 ・養子縁組のあっせんのみならず、児童、児童の父母等及び養親希望者に対する的確な支援を行うことができる能力を有すること。 ・許可を取り消された者にあつては、取消しの日から起算して5年を経過するとともに、当該取消しの事由が解消されていること。 ・国際的な養子縁組のあっせんを行おうとする場合にあつては、相手先国の法制度について把握するとともに、児童、児童の父母等及び養親希望者との的確な意思の疎通を図るに足る能力を有する者であること。 ・養子縁組あっせん責任者について、なり得る者の名義を借用して許可を得る者でないこと。